

廃 第 1 1 1 5 号

令和3年10月19日

千葉県内の組合・協議会等排出事業者 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について（通知）

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、このことについて、別添のとおり令和3年10月1日付け事務連絡により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から通知がありました。

ついでには、排出事業者におかれましては、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月 環境省環境再生・資源循環局。令和3年6月一部改定。）をはじめ、これまでに通知をした内容等（下記参照）に改めて御留意の上、緊急事態宣言の終了後も、引き続き廃棄物の適正処理に御協力くださいますよう、貴下会員への周知をお願いします。

記

環境省ホームページ

[http://www.env.go.jp/saigai/novel\\_coronavirus\\_2020.html](http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html)

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話：043-223-2757